

平成 20 年度 第 7 回規制改革会議 議事録

- 1 . 日時：平成 20 年 12 月 22 日（月）15 :30 ~ 16:47
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室
- 3 . 出席者：
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、小田原榮、木場弘子、
富山和彦、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、米田雅子 各委員
（政府）甘利大臣、宮澤副大臣、松浪大臣政務官
（事務局）吉田参事官、鈴木室参事、越智企画官、岩村企画官、山本企画官
- 4 . 議題：答申案文決定 等
- 5 . 議事録

草刈議長 それでは、委員の皆様、御予定の方は全員お集まりですので、本年第 7 回の「規制改革会議」を開会いたします。

また、今日はお忙しい年末の中、甘利大臣、宮澤副大臣、それから、松浪政務官も後ほど御出席をいただくことになっております。委員は 10 名の出席で、翁委員、川上委員、白石委員、中条委員がやむを得ない事情で御欠席でございます。

それでは、早速ですけれども、本日の議題に入らせていただきます。まず、今日の一番大事なところなんです、今日はお手元にとじ物になっていて、暫定の綴じになっていますけれども、中身は全く同じです。第 3 次答申の案文というものをお届けしております。

今日は、本案を正式な答申として会議として決定したいということでございますので、それを決める会議でございます。もし皆様が御了解いただければ、これを正式に決定したいと思います、よろしゅうございますか。何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

（「異議なし」と声あり）

草刈議長 特段、御意見もありませんようですので、それでは、当会議として、この答申案を正式に決定させていただきます。

それでは、本案のとおり、答申決定となりましたので、ここで甘利大臣からお言葉をちょうだいいただければ大変有難く思います。よろしく願いいたします。

甘利大臣 今日各委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただいま、草刈議長を始め委員の皆様のおまさに御努力のたまものであります「規制改革推進のための第 3 次答申」をとりまとめていただくことができました。ありがとうございます。

また、私が 10 月 24 日の規制改革会議で御提案いたしました「ライフサイエンス分野の規制改革」につきましても、ほぼ 2 か月弱という短い期間であったにもかかわらず、大きく前進させていただいたわけであります。これは、今まで関係者がいろいろトライをして、すべてはね返されてきたこととありますので、この事情をおわかりいただいている方であればあるほど、画期的なことであるという御評価をいただけるかと思っております。

規制改革会議におきまして、これまで精力的な御審議を続けてこられ、本日、ここに第3次答申をとりまとめいただいた皆様方の御労苦に対して深く感謝を申し上げます。

政府におきましては、本答申を踏まえまして、本年度末に「規制改革推進のための3か年計画」、来年3月であります。これを再改定いたしまして、御提案いただいた具体的施策が確実かつ迅速に実行に移されるように、しっかりと取り組んでまいり所存であります。

最後に、委員の皆様、今日までの御労苦に対して改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

草刈議長 大臣、どうもありがとうございました。

甘利大臣始め宮澤副大臣、松浪政務官には、今、御紹介もございましたけれども、この答申のとりまとめの段階で格段の御尽力を賜りましたことに、会議を代表して厚く御礼を申し上げます。

当会議といたしましては、本答申の具体的施策が確実かつ迅速に実現されることを強く期待しておりますので、引き続きよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

草刈議長 お手元に資料2「規制改革推進のための第3次答申 概要 - 規制の集中改革プログラム - 」というものと、資料3「当面の分野別取組課題」という2種類の資料をお配りしております。

本日は、答申決定に当たりまして、各タスクフォースの答申において、具体的施策という中でも成果があったものというふうに主査が御理解いただいているものについて御報告をいただく。併せて、今回の答申には盛り込まれなかったものの中で、今後も継続して取り組んでいく必要性が高い検討課題があるタスクフォースにおいては、その課題についても、つまり、延長戦だという必要があるものについても御説明いただきたいということでございます。時間の都合もございまして、簡潔にお願いいたします。

それでは、まず松井主査から、医療分野についてお願いいたします。

松井委員 資料2の1ページ目の医療分野について御説明いたします。

ただいま、大臣のごあいさつにあったように、ライフサイエンス分野において一定の進捗がございました。言うまでもなく、ライフサイエンスについては、これから最もイノベーションが進む分野でありますし、先ほどの大臣のお話のように、さまざまな規制があるものが今回の交渉で一步前進したかなと考えております。

具体的には、資料に書いてあります ~ ですが、特に と は大きな前進と考えております。先ず、 の医療機器開発の円滑化ですが、現在、医療機器メーカーが薬事法未承認の医療機器を臨床研究用に提供しようとした場合、それが薬事法違反になるか否かが明確でない。それを解消して臨床研究を活発化させるため、薬事法の適用範囲を明確化するガイドラインを作成することになりました。ガイドラインが作成されれば医療現場の混乱が少なくなります。これは、大きな前進だと思っております。

の医工連携につきましては、現在の医療法や薬事法の下では細胞培養・加工の外部委託の取扱いが不明確なため、細胞培養・加工について、他の医療機関や医療機器メーカーと連携する障害と

なっている。これを解消するために、先ず、培養・加工した細胞の医療機関同士のやりとりは現行法で可能だということを明確にするとともに、現行の法制度にとらわれず、産学官が連携して、再生・細胞医療に相応しい新しい制度を議論する場を設置するということで合意しております。これから、その場で医工連携の具体的な進展がなされることを期待するものであります。

次に、ライフサイエンス以外の分野について、2番目の「IT化の推進による質の医療への転換」でございます。資料の右側に「電子化にあわせたレセプト様式の見直し」と書いてありますけれども、これは、診療日を記載する、医療機関コードを記載する等々、普通に考えれば既になされていて当たり前のようなことですが、レセプトの内容を充実させ、フォーマットも統一しましょうという話です。昨日、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、NHKで『医療再建』という番組が放送され、そこでもさまざまな議論がされていまして。とにかく、データが無い。ゆえに医療の様々な政策を具体的に実施しようと思ってもできない。そのデータを取るための最初の入口が、このレセプトです。レセプトの内容を充実させ、そのフォーマットを統一することは、EBM、Evidence Based Medicineを推進する上で不可欠です。今回、折衝を開始した当初は厚労省から案文を全文削除されましたが、このレセプト様式の見直しについて、具体的に検討するという合意に何とかこぎ着けられたのは、かなりの前進だと思っております。

医師と他の医療従事者との連携について。医師不足の問題にもつながりますが、これまでの議論からそれほど進展はないんですけれども、唯一ナースプラクティショナーについて。これは、現在は医師が行っている医療行為の一部を担うことができる、いわば高度な看護師といった分野なんですけれども、これについて具体的に検討することを約束させたという面では一歩前進かなと思っております。

医師の供給体制については、資料の一番下段に記載しておりますが、医師の需給推計を随時見直す仕組みの導入などについて合意しました。今まで5年とか10年単位で見直していたものを随時、具体的には大体2年ぐらいということで、折衝を通じて当会議は認識していますけれども、いずれにしる、随時見直すということを答申に盛り込むことができたということでございます。

それから、懸案事項ですが、この答申には盛り込まれていない、いわゆる医薬品のインターネットを含む通信販売についてでございます。当方の意見書に対して厚労省からは何ら回答がなかったので、改めて公開質問状を提出しまして、それに対する返答が先週の金曜日にまいりました。「インターネットを含む通信販売による一般用医薬品の販売規制」に関する質問事項に対する厚生労働省の回答、と書いてある資料です。いろいろ書いてありますが、要は11月11日に行った公開討論での答弁をそのまま文字にした内容であります。

この問題については、今までにも御説明しましたので詳しくは申しませんが、要は、ネット販売・通信販売は危険であるという根拠を示せということを何回も聞いております。しかし、厚労省からは「ネット販売・通信販売は危険であるという根拠はない。けれども、規制はかける。問題があると思ったら、ネット販売・通信販売は危険ではないという根拠をそちらの方から示せ。それについて議論することはやぶさかでない。とにかく、省令は出すから、ネット販売・通信販売についてはその後の議論としたい」という回答でありました。

規制というものは、本来、そういう手続でやるものではないと我々は思っております。こういった国民生活に多大な影響を与えるような規制が省令で発出されるとしたら、これは、規制改革会議としては非常に問題ではないかというスタンスは一切変えておりませんので、来年、一大テーマとして取り上げざるを得ません。大臣にはご尽力頂き本当に有難く思っておりますが、この点について、省令が出るか、出ないかはわかりませんが、厚労省は出すと言っておりますので、規制改革担当大臣としてどういうふうにお考えか、御意見を伺えればありがたいと思います。

甘利大臣 私がかねてから申し上げておりますとおり、例えば何か事故が起きた場合に、調達手段による原因か、それとも、そもそも売った人が、店舗販売で売ろうと、インターネット販売で売ろうと、その人がいけないんだったら、両方とも事故が起きる。その因果関係をしっかりしてもらわなければならないと思っております。

それから、チェーンドラッグストア協会から、つまり店舗での販売を中心になさっている方々から、自分たちにある種の規制強化が課されて、インターネットにはイコールフットイングがないということであるならば不公平ではないか。それはそうですね。それでは、インターネットについても同様の安全に関わる規制がイコールフットイングでかかるということではどうなのかと言いましたら、それならば話は別ですという話でありました。

今や、21世紀のインターネットを各種、物や情報の調達手段として否定できない社会になっております。そういう中で、つまり新しいルートが開発された中で安全をどう確保するかということと向かい合わなければならないわけでありますから、薬というものは確かにポテトチップとは違うわけでありますから、その安全を図るために、インターネットと向かい合って、新しい調達手段の中でどういう安全確保をイコールフットイングで図っていくか。それを検討しなければならないと思っておりますし、その旨、こちらから投げているつもりであります。

3月に、この答申に係る政府行政としての措置がなされるまでには、その種のことを検討してはいかがか。インターネットによる薬の販売をされている方々から、安全を同等に図るという新提案があれば検討するようでありますから、それをしてもらうことが肝要かと思っております。

草刈議長 その間の動きというものは、スケジュール的にはどういうことになるんですか。

松井委員 厚労省は、パブリック・コメントをまとめた上で、とにかく省令は早急に、この前の原案どおり出したいという意向のようです。

草刈議長 パブリック・コメントは、いつまでやるんですか。

松井委員 パブリック・コメントは既に募集期間が終わっていますので、これをまとめた上で、今年の末か、来年早々に省令を出したいという意向と聞いております。その辺は厚労省側が決めることなので詳細は分かりません。しかし、まず省令を決め、その後で例外措置を議論するということになる、少し順番が逆なのではないかということです。

甘利大臣 インターネットで、この薬の販売をされている関係者は、イコールフットイングたる安全の確保の仕方についてそれぞれ検討がなされているようでありますから、それを提出していただく。それを厚労省にこちらから出していただいて、同等に安全性を図ることについてどう考えるかということ厚労省側で検討してもらうというのが私の考えていることなんです。

草刈議長 そうすると、場合によっては省令が出てしまうということになる。省令ですから、法令ではないので、要するに3月の3か年計画までに、とにかく、今のお話も、いわゆるネット販売している方の提案があれば、それもパワーにして、やはりおかしなところはおかしいと言っていくということで継続的にワークしていくということではないかと思うんですが、そういうことでよろしゅうございますか。

甘利大臣 これは、取り運び方は非常にデリケートにうまくやらないと、要するに、同等の安全を確保するためにどうするかということを前面に出して、それで従来、インターネットを活用していたユーザーの利便性を極力害さない。事情があって買に行けない人もいらっしゃるわけですから、安全を犠牲にはしません。同等の安全をどう確保するかを検討してくれ。それを提案するという、あくまでも安全を確保することを前に出すのが大事だと思うんです。

私はいつも、この場合でも申し上げたかもしれませんが、安全を確保しようとして、インターネットというものはボーダーレスですから、国内調達ができないんだったら外国からといって、より危険な方にユーザーを走らせてしまうわけです。安全を確保しようとするのが危険地帯に追いやることになってはいかぬのだということをきちんと主張していくことが必要だと思います。

草刈議長 わかりました。そういうことなので、少しデリケートな部分がありますので、また御相談に乗っていただきながら進めていきたいと思えます。

それでよろしいですか。

松井委員 はい。

甘利大臣 ですから、我々は安全をないがしろにしない。このまま行くと、ユーザーはより危険な方向に調達先を変えていきますということです。

草刈議長 わかりました。その辺も強調しながら、利便性も含めて、また練り直して、もう一回考えましょう。ありがとうございました。

それでは、続いて、保育のところ、今日は白石先生が御欠席なので、木場委員から御説明いただけますか。

木場委員 それでは、代わりに説明いたします。

資料2の2ページ目で、保育分野についてです。これがすべてではございませんけれども、おもだった項目を3つ挙げてございます。まず1点目は「抜本的な保育制度改革」。2点目は「イコールドフットイングによる株式会社等の参入促進」、そして、3点目は「家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組」でございます。

時間が限られておりますので、1点目についてのみ補足させていただきます。

1点目の保育制度につきましては、福田内閣でとりまとめられました「骨太の方針 2008」にもありますとおり、保育サービスに係る制度改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年以内に結論を出すことが閣議決定されております。現在、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会で検討が行われておりますが、第1次報告がとりまとめられる予定だったのが実は先週の16日だったのですけれども、こちらで決着しませんので、年内にもう一回開催される予定と聞いております。

これが決着しなかったのは、少子化部会の方では、今後の保育制度の姿としまして、新たな保育の仕組みの大まかな案がほぼ合意されているんですが、保育事業者検討会の方で保育関係団体メンバーを中心に、依然、意見の隔たりが大きいため、16日には決着しなかったと聞いております。

少子化部会においては、最終的にどのような結論が出されるのか、現時点ではまだわかっておりませんが、当タスクフォースといたしましては、今後も引き続き、同部会での詳細な制度設計の議論を見つつ、審議を進めてまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、以上です。

草刈議長 ありがとうございます。いずれにしても、これは年内にもう一回、ファイナルで出る予定ということなのですが、原案では、ある程度、こちらの考え方に沿ったような案にもなっておりますので、それを期待しながら、来年また、3月まで議論を続けることにしておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、八田先生から、雇用・就労と農林水産を続けてやっていただけますか。

八田議長代理 それでは、まず雇用・就労です。雇用・就労は、人々が就労しやすくなるような環境をつくることを目的としたTFです。

まず保育士資格制度は、2年間、保育士養成学校に行くという仕組みなのですが、2つ問題があります。1つは不必要な科目を勉強させられる。年金制度とか、介護保険制度とか、いろいろやらされるとということが1つあります。もう一つは、保育士養成学校さえ出れば、国家試験なしにそのまま働けるために、甚だしく知識が不足した保育士さんが量産されているということです。このことについては、雇う側からの不満を聞いています。それで、まず実践的な内容の充実に必要なように科目を整理すること。もう一つは、養成施設を卒業しても国家試験をちゃんと受けるというふうにすることが具体的施策で決まりました。

もう一つは、2年間学校に行かなくても助手のような形で、子育ての経験のあるお母さん達が保育現場で働けるような制度をつくるのが検討されることになりました。一定の検定制度を設けるというねらいがあります。ここでの言い方としては、多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策について検討することが決まりました。

それから、お母さんたちが社会に出て働こうと思ったら、病児・病後児保育施設が、どうしても必要なわけですが、そのような施設をもっとつくりやすくする方向での含意ができました。具体的には、病児・病後児保育施設の基準の制度改革が平成20年でありましたので、これの効果についてきちんと調査・分析をして、職員配置基準などの緩和ができる余地を探ることになりました。

例の理容師・美容師については、混在を認めることにしてはどうかということがあったんですが、これはあえなくつぶれました。実際は、私が知っているだけでも、大阪でも、六本木でも、御茶ノ水でも、普通に混在は行われています。どこでもやっているのだから、せっかくなら合法化してあげたらいいのではないかなと思うんですが、それをすると、カット専門の会社に有利になるから困るという理屈なんです。

農林水産業分野ですが、ここでは成果がかなり多数あります。まず農業分野では、農地利用に関して賃貸を大幅に自由化すること、すなわち市町村が必ずしも取引に介在しないとか、貸し出す場

所を耕作放棄地に限定しないとかという改革をしていこうということが決まり、これは経済財政諮問会議と連携して具体化を進めていくことになりました。

農業生産法人の要件についても、ほかの分野の会社が入れるように連携をできやすくするように、特に資本要件を緩めていくということが決まりました。

いわゆる減反政策の見直しも決まりました。水田をフル活用する方向については、その方向に需給調整システムを構築するように取り組むことに合意しました。そのための手段として、少なくとも、今の需給調整の政策目的は、価格維持とか、後継者をつくることとか、移転を容易にするとか、いろいろ政策目標があるんですが、それに本当に役に立っているのかどうかを検証することになりました。

米の品種等の表示制度は、基本的にはDNA鑑定を余り活用していませんので、DNA鑑定をもっと活用できるような検討・検証を行ってまいりたいということです。これは、去年もこれを検討するよということだったんですが、これを一段と進めてもらい、更に、その検討状況について公表してもらいたいということです。

乳価に関しては、現場の方たちにヒアリングをすると、農水省でも想定していなかった状況が、いろいろわかりました。その一つは、基準の脂肪率に対する乳価を指定団体が明治乳業のような乳業メーカーと交渉をするわけですけれども、実はその基準乳脂肪率から離れると乳価が元来指定団体が許されている水準以下に下がってしまう現状があります。生産者にわかりやすいように、乳脂肪ごとの価格表を作成して、確実に提示することが取れました。これは随分、現場の酪農家からは喜ばれています。

次は林業分野です。

次に、民有林内に入り組んだ国有地がある場合に、周辺の民有林の施業者から要望があれば、一体として経営できるような連携をすることになりました。あとは国有林管理について、民間の力がある程度入れる方向を検討するということになりました。

水産に関しては、もともとITQを検討するという方針は昨年の2次答申で決まっています。しかし、基準となる漁獲量についての科学者の意見を漁業者が余り信用しないという問題があります。科学者が決めたものよりも倍ぐらい大きな量を設定してしまうことがありますから、そのコミュニケーションを具体的に図って、科学者と、漁業者と、国民、行政の意見調整がきちんとできるようなメカニズムをつくらうではないかということで、一步、そのプロセスを進めたところであります。

7ページになりまして、農協と漁協に関する金融庁検査の実施です。漁協と農協は金融事業をやっています。そういうところに関しては預金者保護のために公認会計士の監査も必要ですし、金融庁検査も必要だというのは私どもの主張です。しかし、実は漁協なり、農協なりが都道府県知事に要請すれば金融庁検査を受けることができるというのが今の仕組みで既にあるんです。それが全く利用されていないというので、この現在の枠組みをもっと機能させて、実効性を高める運用ができるような方策を検討することが決まりました。

下の方は保険についてですけれども、中小企業信用保険というものが農業、林業、漁業では必ず

しも活用されていないんですが、農業者、林業者の中でも生産活動以外の関連事業をやっていますから、そこについては、中小企業信用保険が使えるのだということをきちんとはっきりして、そして、具体例を示して、そのところを周知する。こういうものが活用できるようにしようではないかということです。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、米田先生、地域活性化の方をお願いします。

米田委員 地域活性化は8ページになります。

地域活性化は「補助対象財産の転用等の弾力化について」と「自治体ごとに異なる事務手続きの円滑化」「鳥獣の捕獲に係る規制について」、また、ここには載っておりませんが、PFIに関わる運用の改善とか、木質バイオマスの利用促進等、5つほど、地味ではありますが、着実な一歩の規制改革に進んでおります。今日御説明しますのは、補助財産は先般申し上げましたので、2番目の「自治体ごとに異なる事務手続きの円滑化」について少し御説明します。

これは何かといいますと、今、地方分権がいろいろ進んでいるんですけども、地方分権というのは地方ごとにいろいろな工夫ができるという意味で非常に前向きに進めなければいけないんですが、その反面、事務手続きが自治体ごとにばらばらになってしまうという弊害が起こっております。今日、ここで挙げておりますものは「もみじ要望」「あじさい要望」の方で出たものです。例えば損保協会が住民票の第三者による写しを請求するときに、いろんな申請のための、自分たちが怪しい者ではないという証明書が要るんですけども、それについて法改正がなされまして、平成20年4月から結構厳しくなったんですが、総務省の方から標準的なフローが出されていない関係で、自治体ごとに何を請求していいかわからないとか、逆に損保協会さんは全国展開をしているわけなんですけれども、そういう中で非常に手続きがばらばらであって大変だということが出ておりました。

そういった問題は、やはり地方分権に関わる一つの、全国いろんなところで起きている弊害の一つだということに着目しまして、勿論、分権の趣旨を最大限尊重しなければいけないんですが、手続というものはただ単に仕様であれば、もっと標準化されていてしかるべきではないかということで取り上げさせていただきました。

先ほど松井委員の方から御説明がありましたように、レセプトにしても、電子化をするときには標準化されていて初めてうまくいくわけで、これから電子化政府に向かう中で、分権は大事ですけども、そういう住民の目線から見て、いろんな手続がばらばらになることはやはり抑えておいて、標準化を図った方がいいということで、こういう投げかけをいたしまして、総務省の方から、この案件については標準的な事務フローの作成、提示、市町村への周知ということをいただきました。

今後とも、こういった問題は、分権を進めていく上においても、分権が健全に進む上でも、弊害はなるべく事前になくしていく方がいいと思っておりますので、引き続き、地域活性化のタスクフォースでは、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

次が中奈先生関係なのですが、今日は残念ながら欠席ということなので、済みませんが事務局の方から、生活基盤、独禁政策、運輸、ネットワーク産業分野の御説明をお願いします。

山本企画官 それでは、事務局から簡単に報告させていただきます。

まず、生活基盤分野です。この分野では消費者行政と公正競争の関係等々、消費者庁設立に際して意見書を発出する等の活動をしてきましたが、今回の答申で具体的施策として合意したのは、「貸金業制度の在り方について」という部分です。平成 18 年の貸金業法改正の影響として、業者の廃業が進んでいるとか、あるいは借り手の方が行き場を失ってヤミ金に流れているのではないかなどというような意見もありますので、この辺も踏まえて実態調査をやっていたいただきたいということで金融庁と合意致しました。

次に独禁政策分野です。ここには 2 項目掲げてございます。

1 つは「独占禁止法の不当廉売規制の在り方について」。ここは主として航空分野を題材に公正取引委員会と議論し、事業者がどういう点に触れたら不当廉売になるのかという、よりわかりやすく基準を明確化してほしいということです。ずっと議論をしまいいりました。最終的には、右側の欄に書いてございますように、事業者側からの予測が可能となるように、相談事例も含めて実際の事例公表ということにつき、公正取引委員会と合意しております。

もう一点は「不当景品類及び不当表示防止法の在り方について」。景品とか懸賞を実際の商品の値段の何倍ぐらいまで付けてよいかという規制があるわけですが、これにつままして、会議の立場としては、その部分の規制は要らないのではないかなどということも予てからずっと主張してきております。現在、商品価格の 2 倍までということまで緩んできているんですけれども、会議としましては実際のマーケットの状況をきちんと調査していただいて、特に悪い影響がないのであれば更に緩和していただきたいということで申し入れをしております。今回、合意となりました内容は右側に書いてありますが、公正取引委員会が実際に市場調査をやる際に、より民間企業の知見を取り入れて、実態に基づいた形でやっていただきたいというものです。

次に 13 ページへ飛びまして、運輸分野です。運輸の分野は 3 つ掲げています。

まず、一番上が航空分野です。2010 年に羽田と成田の能力が大幅に拡充されるわけですが、我が国の国際競争力向上の観点からは世界に開かれた日本の空を実現することが喫緊の課題であるとの問題意識から、ここに書いてあるようなことを提言申し上げております。羽田のさらなる国際化の推進とか、首都圏空港のキャパシティーのさらなる拡大、あるいは、旧空整特会でどんぶりが出ております空港収支を、空港毎の個別収支という形で開示願いたい等々の点につき国交省の合意を得て答申に盛り込んでいます。

2 番目はタクシー事業です。タクシー事業はいろいろな問題が議論になりまして、国交省ともいろいろ議論をしまいいりましたが、基本的には規制緩和の効果を消費者に還元してタクシー事業のさらなる発展を目指すべきであるという立ち位置から、右に掲げてございますような、違法な業者の排除のための行為規制強化とか、利用者がタクシーを選択しやすい環境の創出、あるいは運賃規制は更に緩和を検討願いたいとか、営業区域の更なる拡大・統合を検討していただきたいという部分

で国交省の合意を得ております。

航空分野とタクシー事業の部分につきましては、先般の全体会議でも申し上げましたとおり、ちょうど、この12月の段階で政府の研究会や審議会から報告書や答申が出ており、恐らくは来年度の通常国会で法改正という動きが出てくると思われまます。この辺は別紙の資料3の中の3番目に「運輸」という項目で掲げありますが、タクシー分野での参入・増車規制とか、あるいは空港の分野でいきますと、空港会社の資本に関する大口規制の導入といった動きが予想されますので、この辺りにつきましては、引き続き、関係官庁さんとの意見交換、あるいは会議としての意見表明という活動をやってまいりたいというのが中条委員のお考えであります。

3つ目は、「離島航路の維持・活性化に向けた対応」です。単に補助金を入れて終わりということではなくて、地域や事業者の創意工夫の結果が反映されるような補助制度の在り方について、インセンティブ制度の導入等々を御検討いただきたいということで、国交省と合意しております。

最後にネットワーク産業分野ですが、この分野で合意ができましたのは、「電力分野におけるスマートメーターの導入に関する検討」です。これは、従来の電力メーターと異なり、需要家の方がどのくらいお使いになられたかというデータを短い時間間隔で取れる、あるいはそのほかにもいろいろと情報のやりとりができるという高機能メーターで、将来的には、消費者の方が自分は使い過ぎていると思ったら電気の使用をすぐに減らせるというような、需要コントロールの視点に立った使い方ができるシステムです。こういうものの導入が進むように、経産省にその推進策をお考えいただきたいという形で答申をまとめております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。今の資料3は、後でまとめてやります。

次に本田主査から、環境分野についてお願いします。11ページですね。

本田委員 11ページでございます。環境分野におきましては、大きく「廃棄物処理の効率化及び資源循環の促進」と「太陽光パネルの普及促進」についてとりあげております。

廃棄物処理に関しましては、御存じのように、排出者と、排出物によって産業廃棄物と一般廃棄物に分けられ、産業廃棄物は都道府県で、一般廃棄物が市町村、つまり、日本を1,805に分けて認可から、処理業者の登用まで決まっております。そういった大変小さく限られた中でこういったコストでこの処理が行われているかということに関しては全く公開をしていないところが多く、したがって、一体幾らコストをかけて処理をしているのかがわからないということがほとんどでございます。やはりこういうどんぶりですることを改めますためにも、廃棄物会計、ごみ会計の基準を全国で統一して市町村に出していただき、コストを低くやっているところはどういうふうに行っているのかというやり方を学び、各市町村に横展開をすることが望ましいのではないかという提言を会議の方からし、基本的には趣旨に御同意いただき、廃棄物会計基準の策定と普及に対して環境省にもサポートをいただけることになっております。

一方、資源循環がなかなか進んでおりません。一方、日本には都市鉱山と言われるように、レアメタルを中心にして小型の電子機器にいろいろ入っているものがございます。これに関して、処理できる業者が限られ、集中処理した方が効率的です。製品販売に伴う下取りを、同様の

商品であれば他社のものも下取りをしてよい、必ずしも製品の販売の時間と下取りの時期が若干ずれることに関しても認める、は前々からできた、と今回言っていただきました。前に聞いたお話と少し違うと私どもは思うのですが、できるようになることが大事だと思っております。

衣類に関しましても、下取りがややグレーであったわけですが、今回他社製品も含めてやっていいということが明らかになりました。一部、百貨店とか専門小売さんでやっていらっしゃる店頭回収に関しては合法であり、他社製の衣類の回収もOKということをお願いしております。

加えまして、太陽光パネルに関しましては、答申本文の1ページの「1 はじめに」の方に、こういう厳しい時代に当たって、企業活動を活性化し、新たな産業やイノベーションを生み出す規制改革に対する期待は大きいというふうにございます。まさに、新エネルギーの分野はこれに当たると思っております。一方、この新エネルギーの分野で、日本で事業が拡大するとともに、日本企業にグローバルに活動してもらうためには、発電が効率的にできるような機器の研究開発・製造を国として後押しするべきだと思っておりますし、一旦、設置した機械には稼働してもらわないといけないと考えます。太陽光発電の装置の導入への補助金も勿論オプションとしてはありますが、発電されたものをどういうふう買い取っていくのかという、英語で言います Feed-in-tariff という制度をドイツは入れ、新エネルギーメーカーが技術力をアップさせて、日本のメーカーは、今、追い抜かれている状態にございます。こういうところまで広く含めたような大胆な導入支援策、機器の設置補助に加えて、固定価格買い取りまでを広く見て、どういうやり方がいいのかを経済産業省の方でも検討ということで同意いただいております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、引き続き有富主査から、海外人材と貿易についてお願いします。12 ページです。

有富委員 12 ページでございます。海外人材につきましては、ここに挙げた2点以外に、日インドネシアEPAにおける看護師候補者・介護福祉士候補者の受入れ支援の充実など、いくつかの項目がありますけれども、今日は、この2点について御報告をします。

まず「社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格変更等に当たっての考慮」というものは、実は日本には約215万人ぐらいの在留外国人がいるんですけれども、日本で働いているなかで、いわゆる社会保険に加入していない人たちが実際はつかめていない。浜松市などの集住都市で、手間をかけて家庭訪問までして対処しても、5、6割ぐらいしか加入していないと言われています。社会的な問題が起きる可能性もあるということで、これに対する仕組みをつくるために法務省と厚生労働省と議論を進めてきました。

要は、両省が連携してやらないとうまい仕組みができないんですけれども、日本の縦割の悪い癖で、うまくいかない。そこで、これは規制改革会議の有効な機能だと実感していますが、その間に立って、こういうことをお互いに、ここまであなたは妥協してやるべきことをやったらうまくいくでしょうということを提案して、仲介する形式で進めました。

去年、例の外国人のための台帳制度の問題のときも、法務省と総務省との関係で大分もめましたけれども、今回は非常にうまく行って、要はどういうことかといいますと、法務省としては、在留

許可の更新手続の際のガイドラインにこの1項目を載せる。申請に来た人が社会保険に入っていないければ、加入手続きのための案内をする。今までやっていなかったんですけども、厚労省と連携して、あなたはここに行ってこういうことをやりなさいということを説明するための仕組みを作る。そこまでやれるようになったので、細かい問題かもしれませんが、かなり進んだ気がします。

2番目は、研修・技能実習制度で不正行為などいろいろ問題がありました。例えば、研修という範囲の中で労働させてしまうみたいな問題があったんですけども、これにいわゆる労働法をかけられないという問題がありました。なぜかといいますと、法務省側の在留資格が「研修」となっていて、研修であれば労働法は適用できないというふうに厚労省は言っていましたけれども、そのところを法務省側が改正をすると約束しましたので、研修生も労働法が適用されることになる。すなわち、研修に来る人たちが実際に不正行為を受けたときに、保護や企業側にある種の罰則ができるという歯どめがかかることになるという意味で、効果があったと思います。

次は貿易分野なんですけれども、自己証明制度の問題などがあるんですけども、1つだけ御報告をしておきます。水先法の改正によって、船社側の水先人の指名制というものが取り入れられて、ある程度、競争原理が出てくるはずだったんですけども、実際は、いわゆる応召義務という、水先人を必ず乗せなければいけないということを盾にして引受事務要領という水先人会が持っているルールで縛っておりまして、水先料金が認可額の上限に張り付いてしまっている現状がありまして、その辺を改正する。海事局がきちんと引受事務要領もチェックして、指名制度が機能するような形にするという約束をしたことが一つ大きいと思います。それから、水先人養成コースも拡充する約束が取れました。

以上でございます。

草刈議長 それでは、次は、翁先生が御欠席なので、金融について事務局から御報告してください。

山本企画官 事務局から再び御報告させていただきます。

金融分野は、本論の方には多くのいろいろな提言を入れておりますが、ここでは3点に絞って御報告させていただきます。

まず1点が「金融規制・監督・検査手法の見直し」という部分です。現在、金融庁の方でも「ベター・レギュレーション」というコンセプトで、検査・監督の在り方の見直しを進めていますので、十分、意見交換をさせていただいた上で、より質の高い金融規制環境というものを実現してほしいという内容です。具体的施策は「監督指針」、「金融検査マニュアル」などの見直しや、解釈事例集やQ & A等の金融機関側で予見可能性を高められるような情報発信、などについて提言しております。

2つ目は「金融商品取引法制に係る課題」です。昨年9月に金商法が施行されてから1年経過してきて、この間、実務上ではいろいろな課題があるとの声も出てきておりますので、この辺をきっちり把握していただいた上で必要に応じて改善策を図っていただきたいという提言です。具体的には、情報開示や顧客への情報の提供について、実態に合わせる形で簡素化を図れないか等、状況のモニターについて提言しております。

3つ目が「送金に関する規制の緩和」というところでございまして、現在、為替取引業務が銀行の独占という形になっておりますが、利用者の利便性向上に向けて、銀行以外の主体への送金業務の解禁を検討願いたいという形で提言おります。

金融分野は以上でございます。

草刈議長 それでは、福井先生から、住宅・土地、労働、教育・研究等をお願いします。

なお、お手元に「労働分野における『具体的施策』のポイント（第2次答申／第3次答申（案）対比表）」という紙がありますが、これは、実は土曜日のある新聞にこの辺のことがかなり変な形で記事が出ておりまして、極めて誤解を生むようなことなので、これを少し整理したものがこの紙です。その部分についても、お話をお願いします。

福井委員 それでは、15ページ、住宅・土地分野から順次、御報告申し上げます。

住宅・土地分野も、新しいテーマについてかなり成果が上がったと思います。老朽マンションの建替えが、震災、あるいは実際に古くなった昭和40年代のマンションなどを通じて大きい課題になっておりますが、これらを阻む諸問題についての調査や、あるいは現在の区分所有法の問題点について分析・検討を行うことについて、最初法務省は、今の法律は完璧なので一切いじる必要はないと主張していましたが、これについても現状を認めて、きちんと対処いただけることを法務省が約束しました。

また、ワンルームマンションが、建築基準法上は全然制約がないんですけれども、25㎡以上にすべきであると、23区の中の15区ぐらいが言い出してございまして、法令との整合性のない上乘せの指導ではないかという状況が見られます。これについて、経済産業省、国土交通省、両者の了解の下に、適切な助言をしていただくこととなりました。

また、京都市等でコンビニエンスストアの深夜営業を規制する動きがございまして、これにつきましても、やはり経済産業省、国土交通省等の連携の下に、条例による営業規制や、あるいは行政指導による実質的な営業規制とならないようにする。そのような助言をすることとなったところで

す。

その他、例えば住宅瑕疵担保履行法で供託金を積むのが過重ではないかといった問題についても早期の結論を得ていただくことになっておりますし、また、土壤汚染情報につきましても、過剰な除去等を行ってかえって汚染が拡散しかねないという問題について、適切な情報提供となるよう、宅建業者の重要事項説明義務の中身を見直していただくことなどが新しいテーマとして決まっています。

16ページが労働分野です。これが、今、議長から御紹介のありました、ある新聞の記事に関する正確な理解を得ていただくための資料でございます。

ある新聞の記事では、一定の内容について、本論とは関係がないところでねじ曲がったかのような書かれ方をしていたんですけれども、實際上その記事で対比してあったり論評してあるのは、具体的施策とは関係のない、言わば問題意識の提示の部分だけでございまして、答申で決まったことについての正確な理解を欠く内容になっております。

むしろ、今、お配りいたしましたように、前回の年末答申と今回の年末答申では、この対比表で

明らかのように、具体的施策に関しましては、はるかにたくさんのテーマについて、しかも事柄の重い事項が決着しているのが実態です。しかも、現在の派遣法の改正等とも矛盾ない形で、モニタリングを徹底するということとか、あるいは派遣と請負の区分についても現場で非常に苦労しておられるような事例を踏まえて、具体的な不具合の事例収集を追加するとか、実質的な成果がむしろ昨年より着実に上がっています。

セーフティーネット関連の項目につきましても、雇用保険制度、公共職業訓練、ジョブ・カード制度、育児介護休業法等、これまでにない形で厚労省とも合意の上で決まっています。これまでは問題意識にしかなかった解雇規制や最低賃金についても、実証研究を着々と進めることなどが厚労省との合意の下に行うことが決まっています。新聞記事で、労働について、いろいろな社会状況や圧力のせいで成果がなかったかのような書かれ方でしたが、それはが事実と反することを整理したものです。16ページは、そのポイントを書いたものです。

続きまして、18ページ以降の教育・研究分野です。こちらにつきましては、草刈議長が主査時代から積年の課題になっております、学習者本位、生徒・保護者本位の教員や学校の在り方について、これまでより、文科省から教育委員会等に対する情報提供や助言等を徹底するという内容が主になっております。この点でも進展があったと思います。

また、新しい論点としては、19ページの一番下の公立の中高一貫教育ですけれども、制度化以来約10年経過いたしました。もともと、国会の附帯決議では受験エリート校化しないということで、抽選や実技など、特色を生かした形で私学とは住み分けることになっていたわけですが、必ずしもそうでない公立の中高一貫、言わばむき出しの進学至上主義を標榜するようなどころが増えてきているわけです。これについて文科省と折衝いたしました結果、中高一貫についての成果と課題について実態把握を行い、現段階で制度を検証した上で改善方策を提示する、という点で合意に至っています。新しい論点としては、かなりの進展があったと思われます。

20ページで、懲戒処分の不適切な運用ということですが、これは昨年のフォローアップでもあるんですが、1年間ほとんど進展していなかった案件です。

内閣府、規制改革会議の調査で、昨年以降、赤裸々にわかった事実がございます。高等学校の懲戒処分、要するに生徒に対して懲戒をする場合には退学とか休学とか法定の事項があるんですが、全国の県立・都立高校などで大変普及している、はびこっておりますのは、無期限自宅謹慎というような、自宅からの外出を禁止して、しかも毎日反省文を書かせて、持っていくと、まだ精神がたると言っていて、3か月間くらい自宅に閉じ込められたままといった案件などが聴取したものでございます。こういった行き過ぎた、言わば人権を侵害するような懲戒処分の運用はまずいのではないかと、という問題提起を行い、昨年度、これについて調査をする、適切なあり方を周知することになっていたんですが、ほとんど現場の実態が変わっていないことが判明いたしました。これについては、具体的な形で通知や助言をしていただくことになったという進展がありました。

教員の採用・昇任につきましては大分県の教育委員会不祥事に端を発する問題ですが、教員を新規に採用するとき、また、校長や教頭に昇格させるときの中立性・公正性を担保するための取組みについて、文科省からの提案では余り具体的な内容がございませんでしたが、当会議からの要請に

基づきまして、例えば教員像に基づく指標の導入、面接における透明性の向上、更に自薦制や昇任について職権でだれを昇任させるかを定めるだけではない形の選考方法も考えてはどうか、といった点など、新しい進展があったかと存じます。

21 ページの一番下、大学の教員養成課程の、特に小学校の養成課程は、9 科目ごとに、ある特定の大学にすべての講座を置かないことになっておりますが、これを他大学でも構わないことにすることについても新しい事項です。

研究面での大きな進展が 22 ページの一番上です。大学は研究と教育を使命にするとされてきましたが、研究に幾らかけて、教育に幾らかけるのかについては、実は国立大学、私立大学を問わず、会計上区分されていないという状況がございます。これを、それぞれの質を高めることを念頭に置いて会計区分することについて、文科省に腰を上げていただきまして、その効果や課題について調査・研究を行うことについて合意をいただいた点が新しい点です。

競争的研究資金につきましても、これからやる予定の研究だけではなく、これまでにどのような成果を上げた研究者やそのチームによる申請か、ということを経験実績として適切に評価するよう、審査要領に明記していただくということも新しい点です。

続きまして、23 ページ以降の法務・資格分野です。こちらでも多数の新規事項がございます。

何とか士というたぐいの資格者法人については、1 人では法人が設立できないという資格が大部分ですが、これの創設について、司法書士、行政書士、社会保険労務士等、さまざまな資格団体の要望もあり、また、所管省庁も前向きに取り組んでいただきまして、一人法人制度の創設についての検討を開始していただけることになりました。また、資格者法人の社員について無限連帯責任であったのを見直すことについても、検討することとなりました。

業務範囲ということでは、社労士への簡易裁判所訴訟代理権、司法書士、行政書士への行政不服審査代理権等についても、所管省庁にも前向きの検討に応じていただいたところです。

A D R 法という分野が話題になっていますが、弁護士が助言措置を行うことが法令上の要件になっているところ、これについては、助言措置の仕組みについて弁護士会の協力が必要であり、その了解を得ないと A D R 認証が受けられないかのごとき誤解が一部にあったところです。これについては、法務省から正しい法解釈を周知徹底していただくことになり、大きな改善がございました。

法曹人口の拡大等につきましても、例えば予備試験について本試験と公正・対等になるように行うという制度設計の理念の明確化がなされたことなどが新しい論点です。

24 ページ以降ですが、債権法、会社法制について、一層改善に向けての適切な検討体制を組み、適切な情報提供を図りながら進めていただくことについて、新しい論点として入っています。

外国人登録原票について職務上の交付請求できる範囲を拡大したという措置が、25 ページにございます。

上陸口頭審理という、外国人の上陸審査に当たって、現在、法務省から出ている通知では、行政書士は一切、外国人を代理できない、あるいは親族・知人としてでも行政書士は一切立ち会えないというような内容となっておりましたが、これは本来の法解釈と乖離があるということで、正しい法解釈を示すものを新たに通知として周知していただけることになりました。

また、これは細かいようでかなり切実な問題だったようですが、会社登記で、現在はどんなに大きな会社でも小さな会社でも、代表取締役の個人住所が、登記事項として強制的に登記簿に表示されることになっていますが、そんなものを登記簿で開示されると、身の安全上危険となりかねないという訴えがありました。余力のある大企業のかかりでは、ダミーの住所をつくって、本当の個人住所ではない登記を行うべく、借り上げ経費を必要経費として対応しているところが随分あることも把握いたしました。これは大変もったいない話ですし、また、そういうことになると、かえって本当の住所が登記されず、真実と乖離してしまう、登記簿の内容が不正確になるという問題があることから、非開示にできる選択があつてしかるべきではないか、という方向で検討するという新しい進展があつたところです。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございます。

時間が押しておりますが、あとは安念先生の官業のところだけ、簡単をお願いします。

安念委員 まず、17ページの基本ルールでございますが、「規制にかかわる通知・通達等の見直しの計画的推進」は、平成23年度までに全面見直しという非常に野心的な目標を立てていたのですが、なかなか進みませんので、今回、各省庁をお願いをいたしまして、進行予定表などをつくって見直しを進めていただくことといたしました。この点については私どもも必ずしも十分な体制で臨んでおりませんでしたので、来年からまた新規巻き直して体制を充実させてやりたいと思っております。

それから、公文書管理法が制定される運びになっております。この点につきましては大分すったもんだをいたしました。検索性を高めるとか、それから、デジタルアーカイブ化を進めるという方向で合意をいただきました。この点、公文書管理そのものは、あるいは公文書館をつくることそのものは規制ではございませんが、そこに蓄積される情報が規制改革を考える上での情報の宝庫となることは当然のこととございまして、どうやら先方さんは歴史文書を蓄積するというお考えだったようでして、検討会のメンバーにも著名な歴史学者が入っているという、そのこと自体は別に悪くはないんですが、リアルタイムで、あるいは余り古くなっていないリアルな情報を国民がいつでも引き出せる点もともに重要だと思っておりますので、その方向での御検討をお願いして、多少の前進はございました。

それから、最後の26ページの官業改革分野でございますが、これは御案内のとおり、いろんな状況がございまして、思ったように進展はいたしません。ここで挙げておきましたのは2つでございます。

1つは「都市再生機構」でございます。これについては、去年の今ごろの段階から起算して3年、ということは向こう2年でございすけれども、組織のありようも含めて再検討することに去年の整理合理化計画で決まっておりますが、本年は、民間的な経営手法の活用を推進するとか、それから、一定の割合、2割の住宅を対象にして、定期借家契約を締結するといったような形で、私どもが基本的には考えております民営化に向けて多少の橋頭堡にしたいと考えております。来年に向けましては、私どもは最後の任期の年になりますので、民営化のやや具体的なスキームを示すことに

よって当会議として有終の美を飾りたいと考えております。

それから「日本学生支援機構」でございますが、これは要するにファイナンスとしてやっておりますので、そうである以上は、後の人のことも考えて取り立てを強化してくださいということでございまして、この点については、ある程度の前進がございました。

そのほか、ここには書きませんでした。防衛施設についての全面的なアウトソーシングの検討も防衛省さんとの間で合意をいたしました。

大きな進歩と言うつもりは全然ございませんけれども、ある程度の進展はございました。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

時間が大分経ってしまいまして、申し訳ありません。報告は以上でございます。

それで、今年はなかなか難しい環境の下で、答申のとりまとめに当たっては、まあまあ、いろいろな御苦労があったかと思いますが、各委員の御努力に対しまして、また、事務局の皆さんにも改めてお礼を申し上げたいと思います。

これから、まだ継続検討課題というものが答申本文の1ページ目にまとめてございますので、これはさっき議論になった、医薬品のインターネットを含む通信販売等々でございます。御承知のとおりなので読み上げませんけれども、こういうことを続けてやっていくということでございます。

今日は、大臣と副大臣、最後まで御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。何かコメントがございましたら、どうぞお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮澤副大臣 久しぶりにずっといさせていただきまして、大変厳しいといいますが、風向きが全体に変わる中でよくおまとめいただいたと思って、大変心から感謝をしております。

規制改革に対する風というものは、こういう経済状況ですと来年もかなり厳しいものがあるかもしれませんが、やはり中長期的には改革による成長ということを総理もおっしゃっております、その種を、やはり、この会議から更に生み出していただきたいと期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

草刈議長 ありがとうございます。

最後に大臣、何かございますか。

甘利大臣 いろいろと、各般の問題提起、それから、それに対する回答を、前進も含めて成果が上がりつつあると思います。

規制改革というものは魔法のツールでありまして、お金は一切かからない。減税をする必要もない。規制を緩和、あるいは改革するだけで経済活性化、社会活性化効果があるということで、この魔法のツールが財政再建も促進するし、経済の活性化とも両立をさせる。そういうパワーがあることをしっかり知らしめて、安全を大前提にこれからも進めていくということで、揺るぎなくやっていくことを是非、当会議としても決意を内外に示していただきたいと思っております。

以上です。

草刈議長 どうも、大臣、副大臣、ありがとうございました。

これで今日の会議は全部終了にさせていただきます。どうもありがとうございました。本日、答

申をまとめることができましたので、これまで非公表にしておりました、11月21日の第5回、それから、12月8日の第6回会議の議事録は、今日の答申決定に併せてさかのぼって公表いたしますので、そのつもりでいてください。

この後、例によって、記者会見をやるようにいたします。委員の皆様にもできるだけ御参加をいただきたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項がございましたら、どうぞ、お願いいたします。

吉田参事官 1点だけ御連絡させていただきます。

本日、とりまとめていただきました答申につきましては、26日の閣議で具体的施策部分について最大限尊重する旨の閣議決定をしていただくということでございます。

以上でございます。

草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれにて散会にいたします。どうもありがとうございました。